

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その48)

## 年金の税金について

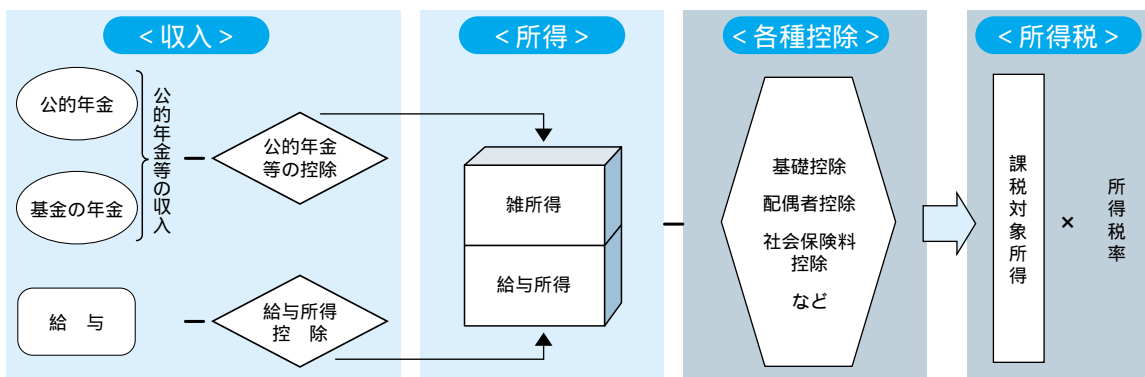
Q

今年から年金を受け取るようになりましたが、所得税はどのようなしくみになっているのですか？

A

年金の所得は、「公的年金等に係わる」雑所得として税金が課せられます。「公的年金等」に対する所得税の課税は源泉徴収制が採られています。最終的に納める税額は年税額で計算されますので、確定申告により所得税の精算が行われます。

### 所得税のしくみ



\* 下記の年金額に満たない場合は、源泉徴収されません。

年金の種類	65歳未満	65歳以上
厚生年金・国民年金	108万円	178万円
厚生年金基金	108万円	100万円

年金額が左表に満たない場合でも、非課税ということではありません。源泉徴収が免除されるだけですので、確定申告義務のある方は必ず確定申告してください。

### 扶養親族等の申告書

11月中旬～下旬に送付

扶養親族等申告書を提出することにより、源泉徴収税額計算上、公的年金等控除や人的控除などが受けられます(生命保険料控除等につきましては、確定申告によって行います)。

扶養親族等申告書を提出しない場合は、 $\text{公的年金等の支給額} \times 7.5\% = \text{源泉徴収税額}$ になります。

ただし、国(社会保険庁)や基金に「扶養親族等申告書」を、勤務先に「給与所得の扶養控除等申告書」を提出するなど、2ヵ所以上に申告書を提出されている場合、重複して控除を受けることになり、確定申告時に追加納税しなければならない場合もあります。

### 確定申告

2月16日～3月15日

年金収入については、給与収入のような年末調整が行われないため、税額の最終的な精算は確定申告によって行われます。

#### 【確定申告をしなければならない人】

- \* 2ヵ所以上から公的年金を受けている人
- \* 年金収入のほかに給与収入などがある人

#### 【確定申告をすることができる人】 確定申告すれば、源泉徴収の還付を受けることができる人

- \* 源泉徴収では控除を受けることができなかった、寡婦(寡夫)控除、生命保険控除、社会保険料控除、住宅取得控除などを受けようとする人
- \* 「扶養親族等申告書」を提出しなかったため、源泉徴収された税額が納めすぎとなる人
- \* 「扶養親族等申告書」を提出した後に、扶養親族等が増加した人